

平成29年7月11日

高知県知事 尾崎 正直

関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第49条第1項の規定に基づき、平成29年6月22日から、同項に規定する特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を地方公共団体情報システム機構に委任することとしたので、同条第3項の規定により告示する。

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<b>発行</b> 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	<b>発行日</b> 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 ( " )	1
◎特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任 (情報政策課)	1
○種畜証明書の交付の通報 (畜産振興課)	2
○都市計画事業の認可 (公園下水道課)	3
<b>公 告</b>	
○土地改良区の解散の認可 (農業基盤課)	3
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定の実施	3

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第534号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成29年7月8日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

内外ノ浦加入区

**高知県告示第535号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成25年7月高知県告示第456号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成29年7月7日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年7月8日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

内外ノ浦加入区

**高知県告示第536号**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

## 高知県告示第537号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年7月11日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号	検査年月日	名前 (登録・登記番号)	家畜の種類	品種	生年月日	検査成績	飼養者の住所及び氏名
11249129194	平29・5・10	岡錦 (全和褐219)	牛	褐毛和種	平21・6・13	2級	長岡郡本山町 川村 明博
11334950238	平29・5・10	山霧 (全和褐233)	牛	褐毛和種	平24・6・29	1級	吾川郡いの町 筒井 英夫
11339268482	平29・5・11	春嶺 (全和褐235)	牛	褐毛和種	平25・4・10	1級	南国市 高知大学農林海洋 科学部附属暖地フ ィールドサイエ ンス教育研究セン ター
11231935215	平29・5・11	夢千代 (全和褐208)	牛	褐毛和種	平17・9・8	1級	室戸市 山下 皓平
11144688048	平29・5・12	嶺力 (全和褐198)	牛	褐毛和種	平15・1・12	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11184512174	平29・5・12	千代隆 (全和褐201)	牛	褐毛和種	平15・10・24	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11214360898	平29・5・12	北若 (全和褐原107)	牛	褐毛和種	平17・1・11	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11240075377	平29・5・12	桜嶺 (全和褐原109)	牛	褐毛和種	平19・3・15	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11240301353	平29・5・12	嶺北五月 (全和褐原110)	牛	褐毛和種	平19・5・28	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11243970112	平29・5・12	繁舛 (全和褐213)	牛	褐毛和種	平19・8・16	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11247021261	平29・	武蔵	牛	褐毛	平19・	1級	高岡郡佐川町

	5・12	(全和褐214)		和種	9・26		高知県畜産試験場
11254006367	平29・5・12	若山桜 (全和褐221)	牛	褐毛和種	平20・11・13	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11267672214	平29・5・12	桜山 (全和褐原112)	牛	褐毛和種	平22・6・11	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11260955284	平29・5・12	栄司 (全和褐原113)	牛	褐毛和種	平22・11・12	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11339683513	平29・5・12	彦星 (全和褐230)	牛	褐毛和種	平23・6・29	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11336778236	平29・5・12	光若 (全和褐232)	牛	褐毛和種	平24・5・10	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11335159616	平29・5・12	桜五月 (全和褐原114)	牛	褐毛和種	平24・5・20	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11346216629	平29・5・12	北嶺栄 (全和褐原115)	牛	褐毛和種	平24・8・22	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11362313197	平29・5・12	南千代司 (全和褐234)	牛	褐毛和種	平25・2・2	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11342355384	平29・5・12	若咲良 (全和褐237)	牛	褐毛和種	平25・12・24	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11350378887	平29・5・12	若藤 (全和褐236)	牛	褐毛和種	平26・5・22	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11455183966	平29・5・12	南鯨 (全和褐原116)	牛	褐毛和種	平26・6・10	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11444550311	平29・5・12	桜王子 (全和14子高褐154)	牛	褐毛和種	平26・12・3	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11362973193	平29・5・12	千代北山 (全和14子高褐2007)	牛	褐毛和種	平27・1・28	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11460016716	平29・5・12	北隆栄 (全和15子高褐)	牛	褐毛和種	平27・4・25	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

		1049)					
11483784159	平29・ 5・12	元繁 (全和15子高褐 193)	牛	褐毛 和種	平28・ 1・25	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11341523876	平29・ 5・12	多津美 (全和15子高褐 1140)	牛	褐毛 和種	平28・ 2・2	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

**高知県告示第538号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成29年7月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称  
四万十町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
窪川都市計画下水道事業（四万十町公共下水道）
- 3 事業施行期間  
平成29年6月16日から平成36年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
高岡郡四万十町茂串町の一部
  - (2) 使用の部分  
高岡郡四万十町琴平町、北琴平町、榊山町、新開町、本町、茂串町及び東町の各一部

-----  
**公 告**  
-----

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、にしとさ土地改良区の解散を平成29年6月23日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年7月11日

高知県知事 尾崎 正直

-----  
**公安委員会告示**  
-----

**高知県公安委員会告示第14号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成29年7月11日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

- 1 検定を実施する警備業務の種類及び級  
交通誘導警備業務 1級
- 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所
  - (1) 検定の実施日及び開始時間  
平成29年10月31日（火）午前9時
  - (2) 検定の実施場所  
高知市春野町芳原2485番地

<p>高知県立春野総合運動公園陸上競技場</p> <p>3 検定の実施予定人員 30人</p> <p>4 受検資格者 高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）で、次のいずれかに該当するもの （1）交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの （2）高知県公安委員会から（1）に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者として、交通誘導警備業務1級検定受検資格認定書（以下「1級検定受検資格認定書」という。）の交付を受けた者</p> <p>5 検定の方法 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。 （1）学科試験 ア 警備業務に関する基本的な事項 イ 法令に関すること。 ウ 車両等の誘導に関すること。 エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。 オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 （2）実技試験 ア 車両等の誘導に関すること。 イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。 ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>6 検定の申請手続 検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。 （1）検定の申請の受付期間 平成29年9月11日（月）から同月15日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。 （2）検定申請書等の提出方法 検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。</p>	<p>なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。</p> <p>（3）提出書類等 ア 検定申請書 1通 イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。） ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚 エ 4の受検資格者に該当することを疎明する次の書面 1通 （ア）4の（1）に該当する者にあつては、交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び交通誘導警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面 （イ）4の（2）に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し （4）受検対象者の確定方法 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。 （5）受検票の交付 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。</p> <p>7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法 検定を受けようとする者は、検定手数料として、14,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。 なお、納付された検定手数料は、返還しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項 （1）受検時の服装 警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。 （2）持参品 ア 受検票 イ 筆記用具 ウ 警笛（実技試験に使用するもので、本人が使用しているものがあれば持参すること。） エ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽 オ 雨着（雨天時に使用する。） カ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）</p>	<p>9 検定の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係</p>
--	---	---